

# 給与所得税の累進度<sup>\*</sup>

— 昭和39年 —

早見 弘

## I 給与所得税の概観

第2次世界大戦を契機として、わが国の所得税も、いわゆる「金持ちの税金」から「大衆課税」に転型した。いま所得税の納税人員の推移をみると、昭和11年では当時の第3種所得税を納めた者は103万人であったが、昭和15年3月の所得税改正によって翌16年には638万人に増加し、戦後になるとインフレーションの進行にともなって昭和24年の1,912万人にはねあがり、シャープ勧告にもとづく改正（昭和25年3月）をへて1,100万人台に減少した。最近においては高い経済成長率を反映して昭和37年には、1,717万人の納税者がいると報告<sup>(1)</sup>されている。

また最近10年間の動きに注目すると、昭和29～38年間では、毎年平均107万人ずつ納税人員が増している。そのうえたびたびの税法上の減税にもかかわらず、この期間の後半の5年間では、納税者1人あたりの負担額は毎年4,000円ずつ増加している。納税人員の増加と1人あたり負担額の増加は、名目個人所得の成長率が高いことだけではなく、課税最低限の所得水準が諸控除および税率に比べてなお低いこと、そして所得税が累進課税であるということ为背景として理解できるであろう。このことをいま昭和39年の「給与所得の所得税源泉徴収額表」を参照して示すと、独身者について月給から社会保険

\* 本稿は、本学経済研究所月例報告会（昭和39年1月23日）における私の報告の拡充である。その後、麻田、地主および藤井の各教授から、数々の教示をうけた。

(1) 大蔵省主税局調査課・国税庁直税部所得税課編「所得税実施70周年記念 所得税発展の記録」（昭和32年7月）、p. 8 以下参照。

料を引いたあとの金額が14,200円をこすと、10円の所得税が引かれる。この人が残業もしくはベース・アップによって4,000円給与が増すと、所得税は140円に増加する。この事実は一例にしかすぎないが、所得税の大衆課税的特色は現われていると思う。

租税には所得税と同じ所得金額を課税物件とするものに、道府県民税と市町村民税とがある。この二つは住民税とよばれ、これは法人も課税されるが、個人分所得割についていうと、所得税よりも課税最低限は低い。昭和32年7月の自治庁調査によると、市町村民税個人分所得割納税人員は1,267万人であり、同年の所得税納税人員1,122万人よりも145万人多い。住民税には所得額のいかんにかかわらず居住の場所をもっている者に課される均等割がある。この均等割しか納めていない者が、この年には1,130万人いた<sup>(2)</sup>という。その当時、市町村民税の課税方式は5つに分かれ、各自治体はその1つをとることができた。現在では地方税法第310条以下の本文できめられた標準税率を採用するように改められてきてはいるが、ただし書きによって高い税率を採用しているところも多<sup>(3)</sup>い。このことから住民税の問題の一つは、同じ所得額・同じ家族構成でも市町村間で住民税額が大きく異なってくることである。税制調査会の資料では、給与年額50万円で夫婦と子供3人の世帯が、本文方式をとっている市町村に居住したとき、税額は2,632円であるのに対して、ただし書き方式をとり準拠税率以上の税率で課税する市町村では、その2.79倍の7,340円を支払わなくてはならない<sup>(4)</sup>という。市町村民税の税率も累進税率となっているから、同じ世帯で所得額が70万円にあがると、税額は二つの都市でそれぞれ7,655円と15,250円になる。もちろんこのほかに道府

(2) 大蔵省主税局『地方税制主要参考資料集』(昭和33年6月), p. 44.

(3) 伝えられるところでは、北海道では、明年度より地方税法本文方式へ完全移行のため、移行措置として基礎控除のほかに、扶養控除もおこなうようになった地方自治体が、144市町村あるという。(北海道新聞 昭和39年9月5日付)。

(4) 税制調査会『税制に関する意見調査参考資料(謄写刷)』(昭和38年7月), pp. 100~1.

県民税と市町村民税の均等割も払わなくてはならない。第1表で所得税と住民税の課税所得にたいする税率と均等割税額をしめしておいた。ただし後述するように所得税は課税所得100万円以下の場合、簡易税額表にあてはめて税額を求めるのが通例である。これによると第1表でしめした一般の税率より、所得によっては100円ないし200円ほど安くなることもある。

第1表 税 率

所 得 税		市 町 村 民 税	
課 税 所 得	税 率	課 税 所 得	税 率
10万円以下	8%	15万円以下	2%
10万円以上	10	15万円以上	3
20 //	15	40 //	4
50 //	20	70 //	5
80 //	25	100 //	6
120 //	30	150 //	7
180 //	35	250 //	8
250 //	40	400 //	9
400 //	45	600 //	10
600 //	50	1,000 //	11
1,000 //	55	2,000 //	12
2,000 //	60	3,000 //	13
3,000 //	65	5,000 //	14
4,500 //	70	道 府 県 民 税	
6,000 //	75	150万円以下	2%
		150万円以上	4

市 町 村 民 税 個 人 分 均 等 割	
(1) 人口50万以上の市	年額 600円
(2) 人口5万以上50万未満の市	// 400円
(3) (1)及び(2)以外の市並びに町村	// 200円
道府県民税個人分均等割	年額 100円

現行の所得税は、個人に帰属する各種の所得を合計して課税する、総合所得税を原則としている。<sup>(5)</sup> 住民税も前年の総所得を課税物件としているけれども、この原則を所得税よりも堅く守っている。したがって個人所得税を問題とするかぎり、この二つを別個のものと考えすることはできない。ところで個人所得を総合課税するにあたって、各種の所得から必要経費 permissible deduction (この控除には税務当局が認めた証明が必要である)、あるいは控除 allowance (この控除には特定の証明はいらない) を引いて、課税標準 tax base を求めなくてはならない。<sup>(6)</sup> いま昭和37年分について源泉徴収された所得種類別所得金額ならびに所得税額を掲げると第2表のようになっている

第2表 所得種類別表  
— 源泉所得税 (昭和37年分) —

区 分	所得額	構成比	税 額	構成比
	百万円	%	百万円	%
利子所得	301,795	3.2	30,135	7.2
配当所得	493,876	5.3	49,388	11.8
給与所得	7,965,846	85.6	304,082	71.9
退職所得	218,350	2.2	7,403	1.7
事業等所得	282,838	3.0	21,111	5.0
非居住者分	61,002	0.7	7,910	1.9
計	9,323,702	100.0	420,029	100.0

大蔵省主税局「税制主要参考資料集」(昭和39年2月), p. 46.

る。一見して明らかなように、給与所得は所得額の86%、税額の71.9%という圧倒的なウェイトをみせている。同じように源泉徴収および申告納税をふくめた所得業種別納税人員を若干の年を選んでしめすと第3表のようになっている。所得税納税人員の構成でも給与所得者は他を圧している。この事実

(5) ただし現行では、退職所得と山林所得(所得税法第9条第1項)、および租税特別措置法によって利子所得(同法第3条)と証券投資信託の収益の分配に係る配当所得(同法第8条の2)は、他の所得と合計せず、分離課税である。

(6) Alan Williams, *Public Finance and Budgetary Policy* (London: Allen & Unwin, 1963), p. 59.

第3表 業種別所得者数と納税人員

(単位：千人，%)

		30	32	34	36	37	38(見込)
給与所得者	所得者数A	16,900	19,570	21,580	23,790	24,960	26,100
	納税者数B	8,558	8,998	9,917	13,067	14,855	16,449
	B/A	50.6	46.0	46.0	54.9	59.5	62.3
農業所得者	所得者数C	4,410	4,292	4,174	4,055	3,996	3,937
	納税者数D	878	638	417	210	249	249
	D/C	19.9	14.9	10.0	5.2	6.2	6.3
農業以外 の事業所得者	所得者数E	5,080	5,270	5,210	5,190	5,010	5,010
	納税者数F	1,128	1,114	1,027	1,084	1,139	1,159
	F/E	22.2	21.1	19.7	20.9	22.7	23.1
その他所得者	納税者数	405	471	529	791	924	995
納税者合計		10,969	11,221	11,890	15,152	17,167	18,852
納税者の 構成比 (%)	給与所得者	78.0	80.2	83.4	86.2	86.5	87.3
	農業所得者	8.0	5.7	3.5	1.4	1.5	1.3
	農業以外の 事業所得者	10.3	9.9	8.6	7.2	6.6	6.1
	その他所得者	3.7	4.2	4.5	5.2	5.4	5.3

大蔵省主税局「税制主要参考資料集」(昭和39年2月), p. 29.

は給与所得が農業所得や商工業所得よりも所得の捕捉が易しいこと、言葉を換えると源泉徴収制度のすばらしい効率をしめすものである。注意しておきたいことは、税額や納税者のウェイトについて給与所得税が断然他を圧しているからといって、利子所得・配当所得・事業所得などについては問題がないというのでは決してない。課税の公平は所得種別間における相対的地位の平等なとり扱いを要求しているから、ウェイトだけではこの問題は判断できない。ともあれ、ここでは給与所得の所得税にしめる地位を概観するに止めておきたい。

## Ⅱ 累進税と累進度の定義

以上によって、個人所得税が現在わが国の国税および地方税において、給与所得者をもっとも広範囲にして確実な収入源としていること、および現行の個人所得税が累進課税によって個人所得の成長率以上に税収の成長率をもたらす背景が理解できたと思う。そこでこれから給与所得税の累進度はどうなっているかの検討に進もう。累進税の定義と累進度の測定方法は後述することにして、まず累進税の意義にふれてみたい。

累進税の根拠はいくつかの学説によって主張されている。汐見三郎博士は補償説・経済説・社会主義説・社会政策説の四つにまとめておられる<sup>(7)</sup>。しかしかなり合理的・客観的な装いをまとった学説であっても、その前提はきわめてナイーブなものである。例えばもっとも明確な形で表わされる限界均等犠牲説にしても、所得の限界効用逓減の仮設と個人間における効用の比較可能が前提とされている。この仮設に対してはまだ決定的な反証がなされていないようであるから、その限りでは累進税の経済理論的根拠として生き延びているといえる。その他の諸説はいわば論者の価値判断にもとづくものが多く、その論証を歴史的・社会的条件に求めている。そして今日では課税の公平の一面としての、個人間における所得規模の平等化すなわち所得の垂直的公平を実現するための手段として役立つものとされている。

公平論的立場からみた累進税の意義に加えて、第2次大戦中から戦後にかけて累進税が見直された一つの理由は、国民所得水準を安定化させる制度的要因としての、累進税の機能であった。いわゆるビルトイン・スタビライザーの役割がそれである。租税収入の所得弾力性が1以上であれば、所得の変動以上に税収が変動し経済の安定に役立つはずである。もっともこの考え方は、比較静学にもとづくものであり、動学的背景のもとでは必ずしも安定化

(7) 汐見三郎著『租税論(改訂版)』(有斐閣, 昭和23年), pp. 82—83.

要因とはならない。<sup>(8)</sup>

垂直的公平を推進する手段としての累進税と、経済変動の制度的安定要因としての累進税とは、限界消費性向の安定性を前提とすれば、その役割に矛盾はないであろう。ところで累進税とはつぎのように定義される。いま税額  $T$  が所得  $Y$  の関数であるとする。そのとき平均税率が所得の変化につれてどのように変化するかをみよう。すなわち、<sup>(9)</sup>

$$T=f(Y), \quad \text{平均税率 } (t) = \frac{f(Y)}{Y}, \quad \text{限界税率 } (t') = \frac{dT}{dY} = f'(Y)$$

$$\begin{aligned} \frac{d}{dY} \left\{ \frac{f(Y)}{Y} \right\} &= \frac{1}{Y^2} \{ Yf'(Y) - f(Y) \} \\ &= \frac{1}{Y} \left\{ f'(Y) - \frac{f(Y)}{Y} \right\} \\ &= \frac{1}{Y} (t' - t) \end{aligned}$$

いま  $Y > 0$  なる範囲について、

$t' > t$  のとき租税関数は累進的,  
 $t' = t$                    "           比例的,  
 $t' < t$                    "           逆進的。

(8) Built-in Stabilizer の理論的・実証的研究は数が多い。

静学的セッティングにおけるものとしては、

R. A. Musgrave & M.H. Miller, "Built-in Flexibility," *American Economic Review* (Mar. 1948), reprinted in *Readings in Fiscal Policy* (London: Allen & Unwin, 1955), pp. 379—386.

E. Cary Brown, "The Static Theory of Automatic Fiscal Stabilization," *Journal of Political Economy*, Vol. LXIII, No.5 (Oct. 1955), pp. 427—440.

P. H. Pearse, "Automatic Stabilization and the British Taxes on Income," *Review of Economic Studies*, Vol. XXIX (2), No. 79 (Feb. 1962), pp. 124—139.

動学的セッティングにおけるものとしては、

A. T. Peacock, "Built-in Flexibility and Economic Growth," G. Bombach (hrsg.), *Stabile Preise in wachsender Wirtschaft* (Tübingen: J. C. B. Mohr, 1960), pp. 207—218.

D. J. Smyth, "Can 'Automatic Stabilizers' Be Destabilizing?" *Public Finance*, Vol. XVIII, No. 3—4 (1963), pp. 357—363.

(9) R. A. Musgrave & T. Thin, "Income Tax Progression, 1929—48," *Journal of Political Economy*, Vol. LVI, No. 6 (Dec. 1948), pp. 498—514.

すなわち累進税とは所得のどの水準においても、平均税率より限界税率が高い租税をいう。この一般的な累進税の定義を満たしながらも累進度をあらわす方式はいくつかある<sup>(10)</sup>。その方式のどれをとるかによって累進度に相違がでてくる。したがって累進形態の表示は、用いられた測定方式のもとにおいてのみ比較可能である。本稿では R. A. マスグレイヴによって税負担累進度 Liability progression と名づけられた方式をとった。この方式は所得の成長率にたいする税額の成長率の比率あるいは税負担の所得弾力性であらわされる。すなわち、 $T_0$  が所得水準  $Y_0$  のときの税額とすると、discrete form では

$$\frac{T_1 - T_0}{T_0} \bigg/ \frac{Y_1 - Y_0}{Y_0} \text{ あるいは } \frac{T_1 - T_0}{T_0} \cdot \frac{Y_0}{Y_1 - Y_0} \text{ あるいは } \frac{t'_{1-0}}{t_0}$$

continuous form では

$$\frac{df(Y)}{dY} \cdot \frac{Y}{f(Y)} \text{ あるいは } \frac{d \log f(Y)}{d \log Y} = \frac{t'}{t} = \tau$$

この方式では  $\tau > 1$  のとき税負担は累進的,  
 $\tau = 1$  " 比例的,  
 $\tau < 1$  " 逆進的, となり,

(10) *Ibid.* では、拙稿本文で述べた租負担累進度のほかにも、四つの測定方式をあげ、それぞれについて、異時点にわたって累進度の所得階層間の変化を実証している。以下に測定方式を一覧表にして掲げよう。

累進度の測定方式	定 義	累進	比例	逆進
平均税率累進度 average rate progression	$\frac{T_1/Y_1 - T_0/Y_0}{Y_1 - Y_0}$	> 0	= 0	< 0
限界税率累進度 marginal rate progression	$\frac{T_2 - T_1}{Y_2 - Y_1} - \frac{T_1 - T_0}{Y_1 - Y_0}$	> 0	= 0	< 0
手取り所得累進度 residual income progression	$\frac{(Y_1 - T_1) - (Y_0 - T_0)}{Y_0 - T_0} \cdot \frac{Y_0}{Y_1 - Y_0}$	< 1	= 1	> 1
実効累進度 effective progression	$E_a/E_b^*$	> 1	= 1	< 1

\*  $E_a$  : ローレンツ曲線でしめした課税後の所得分布の平等係数。

$E_b$  : 同じ曲線でしめした課税前の所得分布の平等係数。



最初の一般的な定義と完全に両立する。<sup>(11)</sup> 上の式からわかるように、税負担累進度は  $T$  と  $Y$  とを両対数表であらわしたとき、そこに描かれる曲線の接線の勾配をしめす。現行の累進税は最高の所得水準でも限界税率は 100% 以下である。第 1 表でしめされるように、所得税では課税所得 6,000 万円以上の「部分」について 75%（簡易税額表では課税所得 6,000 万円以上では 75% を乗じた金額から 910 万 2,000 円をひいたものが税額）の比例税になる。したがって  $\tau$  は 1 に近づく。

税負担累進度を採用した理由は二つある。第一にこの計算をおこなうためには所得階層別に平均税率および限界税率を予め計算しておかなくてはならず、その二つを求めておくことと脚注に掲げておいたその他の累進度方式は、実効果進度を除いて容易に計算されるということ。第二に税負担累進度はマクロ的表示としての税収の所得弾力性とまったく共通の方式であるから、税制のビルトイン・スタビリティをどの所得階層、どの世帯構成が一番強く受けているかをあらわすものとなる。この意味で税負担累進度は、税収の所得弾力性のマイクロ・スコピックな基礎をあたえることになる。<sup>(12)</sup>

以上の方式を、現行の所得税および住民税に適用して累進度を計算した意図は大きく分けて二つある。一つはこの二つの租税の構造を実態的に把握したいと思ったこと、二つには、一度ある年の累進度を計算しておくこと、過去または将来における累進度の変化は、容易に求められるであろう、というこ

(11) なぜなら、 $\frac{d}{dY} \left\{ \frac{f(Y)}{Y} \right\} = \frac{1}{Y^2} \left\{ Yf'(Y) - f(Y) \right\} \begin{matrix} > \\ < \end{matrix} 0$  であったから、  
 $\frac{Yf'(Y)}{f(Y)} - 1 \begin{matrix} > \\ < \end{matrix} 0$  , すなわち  $\frac{Yf'(Y)}{f(Y)} \begin{matrix} > \\ < \end{matrix} 1$  .

(12) 大蔵省主税局の試算によると、所得税収入の国民総生産に対する弾力性は、昭和 37 年度において 3.75、一般会計租税および印紙収入の国民総生産に対する弾力性は、同年度において 1.90 であるという。同局「税制主要参考資料集」（昭和 39 年 2 月）、p. 25. なお貝塚啓明、「財政の景気安定効果」小宮隆太郎編「戦後日本の経済成長」第 10 章所収（岩波書店、昭和 38 年 12 月）、p. 237 以下において D. W. Lusher 式を修正して、自動安定化要因を計測している。

とである。<sup>(13)</sup> 第一の問題は、所得課税がもっとも典型的な人税であることによって、配偶者控除や扶養控除などの人的控除、社会保険料控除や生命保険料控除などの社会政策的控除を、その租税構造のなかにふくんでおり、それらが最後に求められる税額にどのような影響を与えているかという問題である。この問題は第1表でしめた税法上の税率をとりあげても意味がない。給与所得者が一年間にうけとる給与総額をベースとしたほうが、所得課税の構造を検討するのに適している。<sup>(14)</sup> 第二の問題は今後に残こされた作業になるけれども、異時点にわたる累進度の比較をおこなってみると、所得課税の減税あるいは増税の効果が、所得階層別にまた世帯別に明確になるであろう。そのための第一段階として、この稿では昭和39年における所得税と住民税とを総合した累進度を求めておいた。

前述したように住民税は居住者の住む府県・市町村で所得控除や税額控除の規定が異なる。本稿は、北海道小樽市に居住する給与所得者をモデルとした。小樽市は地方税法の標準税率ならびに諸控除規定によって課税している。ただし個人分均等割は450円で、人口5万以上50万以下の市に対する最高制限税率550円以内である。

### Ⅲ 累進度計算の手続き

累進度の測定をできるだけ実態に近づけるため、つぎのような手続きをとった。ここに給与所得とは、所得税法第9条第1項第5号に規定されている

(13) 伝えられるところでは、大蔵省主税局では来年度の減税案として、給与所得控除・基礎控除を引き上げるほか、年間の課税所得300万円までの所得税累進度の緩和を考慮中という(朝日新聞 昭和39年8月16日付)。

(14) R. W. Lindholm は、所得階層別の連邦所得税平均負担率を異時点間で、比較して累進度を測定しているが、その際「純所得」、すなわち調整粗所得 adjusted gross income から調整粗所得の10%を引いたもの、もしくは、1,000ドルをこえない金額を引いたものを分母とする。アメリカの連邦所得税とわが国の所得税の規定の差異は、ここではふれない。“Degree of Progression: The Income Tax,” *American Economic Review*, Vol. XLIV, No. 4 (Sept. 1954), pp. 617—626.

ように「俸給，給料，賃金，歳費，年金，恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与」をさす。旅費は非課税所得である。周知のように税額は以下のようにして求められる。

$$\text{税額}(T) = \left\{ \text{給与総額}(Y) - \left( \begin{array}{l} \text{給与所得控除} \cdot \text{社会保険料控除} \cdot \text{配偶者控除} \\ \text{雑損控除} \cdot \text{生命保険料控除} \cdot \text{扶養控除} \\ \text{医療費控除} \cdot \text{損害保険料控除} \cdot \text{基礎控除} \end{array} \right) \right\} \\ \times \text{税率} - \text{税額控除}$$

この諸控除のなかで雑損控除と医療費控除とは，控除申告の発生が異常な事態にもとづいているという理由とその統計資料が得られないということのために無視しておいた。今年度から新しく実施された損害保険料控除も過去における資料がないから除いた。税額控除には障害者控除・老年者控除・寡婦控除・勤労学生控除があり所得税では定額6,000円，道府県民税は定額1,000円であるが，これも除いた。ただし住民税の計算のために対象とした北海道民税には，前年に5万円以下の所得しかなかった配偶者があれば，税額控除として240円がひかれ，また年令15才以上の扶養親族1人につき240円の扶養親族税額控除があるので，この分は第8表以下の計算では控除してある。なおここで計算した給与所得者は所得の全額を給与としたから配当所得控除はないものとしている。その他の控除は第4表に掲げておいた。このなかで所得税の給与所得控除は，「昭和39年分年末調整のための簡易税額表の附表」によって，給与金額ごとに直ちに求められる。道民税および小樽市民税では，給与所得控除の速算表も簡易税額表も作成しておらず，給与所得者一人一人について課税所得の階層別に第1表の超過累進税率にもとづいて計算しているとのことであるから，本稿でもそれに従った。

つぎに問題になるのは社会保険料控除と生命保険料控除である。この二つの控除額が納税者の所得階層別および世帯構成別でどれぐらいになっているかをみるために，入手しうる限りもっとも新しい資料として，国税庁『昭和37年分民間給与実態調査結果表』を利用した。この調査は，日雇労働者・国家公務員・地方公務員・駐留軍関係従業員および免税点以下の給与所得者を

第4表 所得税と住民税個人分の控除一覧表

( ) 内は平年分

	所 得 税	道府県民税および市民税 (共通)
給 与 所 得 控 除	給与年額(Y)が, イ. $Y < 417,500$ 円(420,000円)のとき $(Y - 17,500) \times \frac{2}{10} + 17,500$ 円 ロ. $417,000$ 円 $< Y < 717,500$ 円のとき $(420,000)$ 円 (820,000円) $(Y - 417,000) \times \frac{1}{10} + 97,500$ 円 $(420,000)$ 円 (100,000円) ハ. $717,500$ 円 $< Y < 817,500$ 円のとき $(Y - 717,500) \times \frac{0.75}{10} + 127,500$ 円 ニ. $Y > 817,500$ 円(820,000円)のとき $137,500$ 円(140,000円)	給与年額(Y)が イ. $Y < 410,000$ 円のとき $(Y - 10,000) \times \frac{2}{10} + 10,000$ 円 ロ. $410,000$ 円 $< Y < 710,000$ 円 のとき $(Y - 410,000) \times \frac{1}{10} + 90,000$ 円 ハ. $Y > 710,000$ 円のとき $120,000$ 円
社 保 控 除 会 料 除	支払社会保険料全額	支払社会保険料全額
生 命 保 険 料 控 除	生命保険料(L)が イ. $L < 18,800$ 円(20,000円)のとき 全額 ロ. $18,800$ 円 $< L < 50,000$ 円のとき $L/2 + 9,400$ 円(10,000円) ハ. $L > 50,000$ 円のとき $34,400$ 円	生命保険料(L)が イ. $L < 15,000$ 円のとき 全額 ロ. $15,000$ 円 $< L < 30,000$ 円のとき $L/2 + 7,500$ 円 ハ. $L > 30,000$ 円のとき $22,500$ 円
配 偶 者 除	108,800円 (110,000円)	イ. 扶養親族 1 人目 70,000円 ロ. " 2 人目以上 30,000円
扶 養 控 除	配偶者控除をうけたとき イ. 15才以上の扶養親族 50,000円 ロ. 14才または " 46,300円 $(50,000)$ 円 ハ. 13才以上の " (50,000円) ニ. 13才未満の " 38,800円 $(40,000)$ 円	道 税 控 除 1. 配偶者 240円 2. 15才以上の扶養親族 $240$ 円
基 礎 控 除	117,500円 (120,000円)	90,000円

所得税法第11条の4以下

地方税法第32条以下および310条以下

調査対象から除いているが、1,759万人の民間企業に雇われている給与所得者を対象としているから、給与所得者の実態を知るためには適当な資料であると思う。いま昭和37年に年末調整を行なった1年以上の勤続者1,388万人について、扶養人員別に給与所得者が支払った税額および社会保険料・生命保険料控除人員をまとめると、第5表のようになる。このうち社会保険料控

第5表 給与所得者の扶養人員別控除額の構成

扶養人員	1年以上勤続者 (A)			税 額 (B)			社会保険料控除 (C)			生命保険料控除 (D)		
	人	構成比	累積比	金額	構成比	累積比	人	構成比	C/A	人	構成比	D/A
	人	%	%	百万円	%	%	人	%	%	人	%	%
0	7,222,324	52.0	52.0	54,102	22.6	22.6	6,369,178	50.5	88.2	1,505,030	27.1	20.8
1	1,438,882	10.4	62.4	27,169	11.1	33.7	1,298,965	10.3	90.3	702,426	12.7	48.8
2	1,721,614	12.4	74.8	37,706	15.5	49.2	1,585,667	12.6	92.1	1,020,896	18.4	59.3
3	1,805,409	13.0	87.8	55,726	23.0	72.2	1,732,905	13.7	96.0	1,211,014	21.8	67.0
4	1,070,349	7.7	95.5	42,944	17.7	89.9	1,031,185	8.2	96.3	716,827	13.0	62.0
5	445,416	3.3	98.8	17,945	7.4	97.3	434,065	3.4	97.6	279,387	5.0	62.7
6	139,618	1.0	99.8	5,421	2.2	99.5	132,758	1.1	95.0	92,024	1.7	66.0
7	29,325	0.2	100	1,254	0.5	100	28,225	0.2	96.4	16,615	0.3	56.6
8以上	7,136	0.0	100	327	0.0	100	6,786	0.0	95.0	3,766	0.0	52.8
計	13,880,073	100		242,602	100		12,619,734	100	90.9	5,547,983	100	39.9

国税庁『昭和37年分民間給与実態調査結果表』(昭和38年), p. 61以下より。

除人員は源泉分と申告分を合計してある。この表からわかることは、1年以上勤続者の52%は扶養者がいない。このことは独身者が多いことを予想させるが、夫婦とも稼ぎの者も含まれるため、一概に断定できない。1人の給与者あたり扶養人員は、平均2.6人であった。勤続者の構成比をみると扶養者4人までで95.5%をしめている。扶養者4人の給与所得者は全体のウェイトとして7.7%であるが、税額のウェイトでは17.7%で、重要な世帯である。所得階層別に扶養者をみると、年間給与30万円以下では扶養者がいない者が80.5%である。いっぽう年間給与50万円を超える階層では90%以上の者が扶

養者を抱えている。

社会保険料控除は90.9%の者が控除をうけており、1人あたり控除額は14,100円となっている。生命保険料控除は全体の39.9%がその適用をうけており、1人あたり控除額は17,000円であった。この二つの控除が、納税者の所得階層別にどれだけであるかをみるために、1年以上の勤続者から1年以上の勤続者で失格者となった人員を引いて納税者を求め、この値をもって同じく1年以上の勤続者の社会保険料控除および生命保険料控除額から失格者分の二つの控除を引いた納税者分の両控除額を割ってみた。その結果が第6表の扶養者別納税者一人あたりの社会保険料および生命保険料支払額である。この表をみると、扶養者別の縦欄で所得階層の上がるにつれて、両支払額が漸増している。しかし所得別支払率は<sup>(15)</sup>逡減している。また横欄をみると

第6表 扶養者別納税者1人あたりの  
社会保険料および生命保険料支払額 (単位：円)

所得階層	0人		1人		2人		3人		4人	
	社保	生保	社保	生保	社保	生保	社保	生保	社保	生保
10万以上 15万未満	5,598	6,707	6,667	—	—	—	—	—	—	—
20〃	6,906	9,731	5,000	—	12,857	—	—	—	—	—
25〃	8,441	10,915	13,431	—	21,778	—	—	—	—	—
30〃	9,928	11,287	12,566	12,763	13,454	—	—	—	—	—
40〃	12,993	12,400	14,164	13,457	14,969	15,230	16,598	18,188	18,393	—
50〃	16,463	13,772	17,719	15,731	18,024	16,667	18,374	17,994	19,268	17,999
70〃	19,296	15,612	21,602	17,008	21,518	18,641	22,410	19,492	22,829	20,015
100〃	24,459	19,332	26,020	20,851	26,302	22,132	26,834	21,770	27,319	22,351
200〃	31,376	23,388	29,311	22,376	30,451	24,215	30,845	24,028	30,718	24,750

国税庁、前掲資料より作成  
 社保：社会保険料支払額  
 生保：生命保険料支払額

(15) 大蔵省主税局による給与所得税負担額の算定には、以下のような社会保険料の支払率を、昭和36年以降について適用している。しかし独身者も夫婦者も夫婦子供3人も一率に以下の率を用いているのは問題である。因みに、独身者のみに\*

同じ所得階層では扶養者の増加につれて両支払額が増加してゆくことがよみとれる。厳密にいうと1年以上の勤続者であって、失格者となった人員のなかには、年末調整を行なわなかった者も若干ふくんでおり、ベースが共通しないけれども、幸いなことに所得階層が高くなるにつれて、また扶養者が増加するにともなって、失格者は減少する。したがって第6表でしめした扶養者別・所得階層別にみた納税者一人あたりの支払い額は、ほぼ実際に近いとみてよかろう。『民間給与実態調査結果表』では、第6表でしめした所得階層区分のほかに低所得層で5万円未満と8万円未満の二層、高所得層で500万円未満と500万円以上の二層が記載されているが、前者の階層は課税最低限内にあり、後者の階層は給与所得者としてウエイトは無視しうるものとなり、当面の問題とはしなかった。また第6表の所得階層と第7表から第11表にわたる納税者の所得階層とでは区分が異なるが、第6表でえた一人あたり社会保険料控除額・生命保険料控除を基礎として階層間では線形的に控除額が上昇するものと仮定して給与額から引いておいた。

以上のような手続きと仮定をおいたのち、第5表でえられた扶養者別給与所得の構成比をみると扶養者4人までで95.5%をしめているので、累進度の計算には世帯構成を独身者から配偶者と子供3人をふくむ5つのケースを対象とした。また第5表によると社会保険料控除をうけた者は全体の90.9%あって、この分はすべてのケースについて控除した。生命保険料控除をうけた者は全体で39.9%であり、扶養人員の増加にともなって増加してはいるが、生命保険料控除を完全に無視することはできないので、第7表から第11表までの5つのケースについて、A表を生命保険に加入しておらず、したが

\* ついて、私の計算を掲げる。さらに、大蔵省の資料では、生命保険料控除を考慮していない。前掲資料集，p. 31.

所得階層(万円以下)	40	50	70	100	200	500	500超
(大蔵省)社保支払率(%)	3.96	3.88	3.69	3.19	2.23	1.06	3万円
独身者社保支払率(%)	3.86	3.72	3.37	2.80	2.35	0.64	0.30

って生命保険料控除はゼロとし、B表を生命保険料を支払っている者とした。このため税額・平均税率・限界税率および税負担の所得弾力性の計算は10のケースになった。

なお第7表以下において所得階層を5万円きざみとしたのは、一つには conventional な判断にもとづくものであり、二つには5万円以下、たとえば1万円きざみにとってみると簡易税額表では税額に小額の変化しか現われないからである。これは税額表が階段状の不連続な租税関数となっているためであり、このため平均税率は上昇傾向をしめすが、限界税率は波を描きながら上昇するパターンとなる。その結果、累進度も波を描きながら下降することになる。このように小さな区分では租税構造をつかむのにあまり好都合ではない。

#### IV 観 察 事 項

以上の手続きをへて計算した結果が、第7—A表以下に掲げたものである。計測の過程は単純な算術のくり返しにすぎない。第I節でのべたように、今後予定されている累進度の異時点間における変化を測定するために、各ケースとも繁雑なきらいはあるが、生の数字をのせておいた。

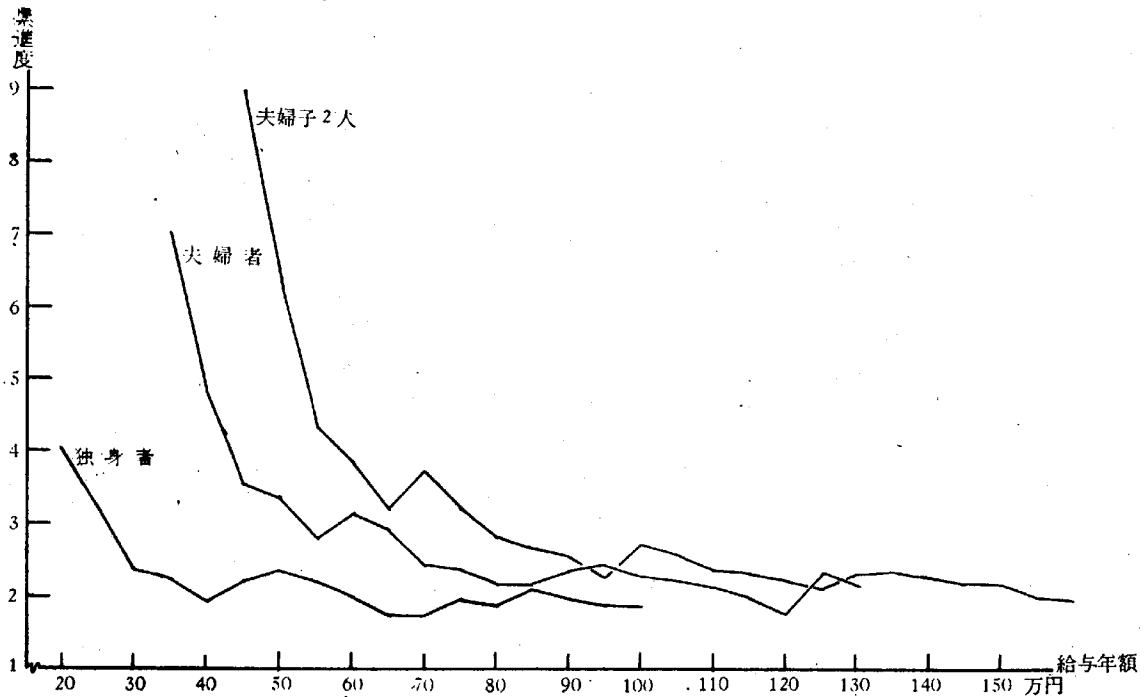
いま計算した税負担累進度または税負担の所得弾力性のうち、独身者・夫婦者および夫婦と子供2人の三ケース——それぞれ社会保険料控除の適用はうけているが、生命保険料控除はないものとしている——を選んで、グラフで表わしたものが第1図である。さてこのグラフと第7—A表以下の数字をみながら、所得税と住民税の構造について、いくつかの観察事項をのべてみよう。

1. 平均税率( $t$ )は、どのケースをみても一様に上昇している。所得税と住民税とを合計した総合負担分の $t$ から、所得税の $t$ を所得階層ごとに引くと、住民税の平均税率がえられるが、これも一様に増加している。

2. 限界税率( $\rho$ )は、必ずしも一様に上昇しているとはいえない。この原



第1図 所得税の累進度



各世帯とも、生命保険料控除をうけていないものとする。

因は所得税額を算出するために用いた、年末調整のための簡易税額表にある。税額表は課税所得額ごとに税額をしめしたものであるが、第1表のような超過累進税率に忠実であれば、 $\mu$ に谷ができるということはない。いま税額表の構成をみると、課税所得にたいする税額の増加は、階段状の不連続な関数となっている。そのため極端な場合、例えば課税所得 804,999 円から 805,000 円に、1 円あがると税金は 1,250 円上がる。805,000 円から 5,000 円未満の増加分については 1,250 円の税額の増加で止まり、その分の限界税率は 25% である。この税率は第1表でしめした一般の税率に一致するわけであるが、段階の高い端に到るまでは、限界税率は 25% よりつねに大である。このことが給与所得を 5 万円というかなり大巾な階層区分にとったときにも、一様でない限界税率の上昇という形で現われてくる。

住民税については、そのようなことはない。これは小樽市当局が簡易税額表を使わず、一般の税率にもとづいて計算しているためである。

3. 平均税率は一様に上昇し、限界税率は一様ではないとはいえ、どの所

得階層でも限界税率より平均税率は小である。したがって所得税と住民税は累進税の定義に一致する。

4. 限界税率が一樣な上昇をしめさないため、税負担累進度あるいは税収の弧弾力性( $\tau$ )も一樣な低下傾向をしめさない。第1図で掲げた三つの世帯について $\tau$ の動きをみると、極立った特徴として、二つあげられる。一つは $\tau$ が山を描きながら急速に下降していること、二つは独身者と妻帯者との間の $\tau$ の差異である。第一の点からみると、まず課税所得に達した瞬間、弾力性は最大である。そしてその値は扶養者が大きくなるにつれて大となる。このことは低所得層が強く税の圧迫をうけていることを意味する。第二の山は独身者については50万円にくる。また夫婦者については60万円であり、子供が一人殖えるにつれ、5万円のずれをともなって山になる。そしてその山は子供が増加しても、低くなることはない。5万円のずれは、扶養控除額にほぼ等しいし、独身者から夫婦者へ変わったときのずれは、配偶者控除にほぼ等しい。これは独身者と妻帯者の $\tau$ のレベルの差異を説明している。第三の山は夫婦者について95万円であり、子供が一人殖えるにつれ5万円のずれとともに山になる。これは第二の山の性質と同じである。第三の山をすぎると、山の高さは小さくなる。しかし独身者の $\tau$ は100万円前後で早く2を割るのにたいして、夫婦者以上では高い所得にならないと、なかなか2を割らない。このことは妻帯者の中堅所得層が、低所得層に次いで圧迫をうけていることをしめすし、子供の存在は必ずしも $\tau$ の低下をもたらすとは限らない。

6. 所得税に加えて住民税がかかってくると、弾力性はどの世帯、どの所得階層でも一樣に低下する。とくに $\tau$ の低下の度合は低所得に顕著であり、75万以上の所得ではそれほど大ではなく、0.07から0.25の範囲内にある。住民税によって、累進度が低下するのは、平均税率の増加分よりも、限界税率の増加分が小さいからであり、このことは市民税の累進税率が2%を初期値として、1%という小巾な上昇に止まっているからである。しかし所得税の免税点以下であっても、住民税がかかってくるし、均等割の550円は、住民

税所得割を納めない所得層にとっては、逆進的負担をしめす。

7. 以上の観察事項からつぎのようにいえる。第一に、税務当局は平均税率の一樣な上昇を累進税の構造と考えているように見える。平均税率が上昇していると、24ページ注(10)でしめした平均税率累進度にもとづく累進税の構造に妥当する。しかし限界税率累進度では、マイナスの値がでてくる所得層があり、この定義のもとでは累進税ではない部分がふくまれる。平均税率累進度によって所得課税の構造を考えているかどうかは不明であるが、むしろ私には税金の絶対額が所得とともに増加してゆくという、累進課税の「結果」のほうを重視しているように思える。

第二に、このように思えるのはなんといっても限界税率に非一樣性があるからである。このことは源泉徴収というすばらしく高い税収の効率を保持している制度の問題でもある。なぜなら、源泉徴収を実際に担当している会社や事務所の会計係は、もし源泉徴収税額表をもちいず、いちいち第1表の超過累進税率をもちいて税額を計算していたのでは、まったく本来の業務にたずさわる余裕がなくなるであろう。そのことが税額表という便利ではあるが、限界税率についてはあまり多くを問題としない便利さを、納税者に適用していることになっている。はたして限界税率は問題としなくてもよいのであろうか。

第三に、われわれは「税負担」という概念をどのような内容と指標にもとづいて考えなくてはならぬか、という問題である。これまでの給与所得減税は、主として所得控除の引きあげというタイプのもので、現行の税率は昭和37年くらい適用されている。この方式の減税でさえ納税者は増加しているのは、ここで問わないとしても、<sup>(16)</sup>課税最低限の引きあげということで税負担の問題を回避してはならないであろう。これまでみてきたように、税負担の弾

(16) 所得税免税点の分析については、藤田晴「わが国所得税における免税点の動向」『大阪大学経済学』第13巻 第3・4号（昭和39年3月）pp. 235～254を参照されたい。

力性は、税負担の問題を考えるための一つの要因となってもよいと思う。なぜなら、もし課税の公平が犠牲の平等にあるならば、なんらかの犠牲の平等の定義にしたがって、所得の限界効用の逓減度と租税の累進度とは、一義的な関係におかれるはずのものであるから。

(39・9・29)

第7—A表以下の記号は、つぎのことをしめす。

$T_1$ —所得税額

$T_2$ —道民税および小樽市民税額（所得割および均等割をふくむ）の合計

$t$ —平均税率

$t'$ —限界税率

$\tau = t'/t$ . 税負担累進度あるいは税負担の所得弧弾力性

**A**表—生命保険料を支払っていない世帯

**B**表—生命保険料を支払っている世帯

第7-A表 独身者

所得額	所得税				住民税	負担合計分			
	$T_1$	$t$	$t'$	$\tau$	$T_2$	$\Sigma T$	$t$	$t'$	$\tau$
万円 15	円 —	% —	% —	—	円 1,200	円 1,200	% 0.80	% 1.30	1.63
20	1,720	0.86	3.44	4.00	2,750	4,470	2.24	6.54	2.93
25	4,800	1.92	6.16	3.21	4,290	9,090	3.64	9.24	2.54
30	7,840	2.55	6.08	2.39	5,830	13,670	4.56	9.16	2.01
35	11,600	3.31	7.52	2.27	7,570	19,170	5.48	11.00	2.01
40	15,400	3.85	7.60	1.97	9,500	24,900	6.23	11.46	1.84
45	20,400	4.53	10.00	2.21	11,610	32,010	7.11	14.25	2.00
50	26,700	5.34	12.60	2.36	13,770	40,470	8.09	16.95	2.09
55	33,450	6.08	13.50	2.22	15,990	49,440	8.99	17.95	2.00
60	40,200	6.70	13.50	2.01	18,200	58,400	9.73	17.92	1.84
65	46,500	7.15	12.60	1.76	20,690	67,190	10.34	17.58	1.70
70	53,100	7.59	13.20	1.74	23,350	76,450	10.92	18.52	1.70
75	60,300	8.04	14.40	1.79	26,230	86,530	11.54	20.16	1.75
80	68,200	8.53	15.80	1.85	29,180	97,380	12.17	21.70	1.78
85	77,800	9.15	19.20	2.10	32,130	109,930	12.93	25.10	1.94
90	87,400	9.71	19.20	1.98	35,080	122,480	13.61	25.10	1.84
95	97,000	10.21	19.20	1.88	38,190	135,190	14.23	25.42	1.79
100	107,000	10.70	20.00	1.87	41,630	148,630	14.86	26.88	1.81

第7—B表 独身者

所得額	所得税				住民税	負担合計分			
	$T_1$	$t$	$t'$	$\tau$	$T_2$	$\Sigma T$	$t$	$t'$	$\tau$
万円	円	%	%	—	円	円	%	%	—
15	—	—	—	—	1,030	1,030	0.69	0.93	1.35
20	920	0.46	1.84	4.00	2,360	3,280	1.64	5.50	3.35
25	3,920	1.57	6.00	3.83	3,850	7,770	3.11	8.98	2.89
30	6,960	2.32	6.08	2.62	5,370	12,330	4.11	9.12	2.22
35	10,400	2.97	6.88	2.32	6,980	17,380	4.97	10.10	2.03
40	14,200	3.55	7.60	2.14	8,880	23,080	5.77	11.40	1.98
45	18,300	4.07	8.02	1.97	10,950	29,250	6.50	12.34	1.90
50	24,900	4.98	13.20	2.65	13,080	37,980	7.60	17.46	2.30
55	31,200	5.67	12.60	2.22	15,270	46,470	8.45	16.98	2.01
60	37,950	6.33	13.50	2.13	17,470	55,420	9.24	17.90	1.94
65	44,700	6.88	13.50	1.96	19,780	64,480	9.92	18.12	1.83
70	50,700	7.24	12.00	1.66	22,420	73,120	10.45	17.28	1.65
75	57,900	7.72	14.40	1.87	25,300	83,200	11.09	20.16	1.73
80	65,000	8.13	14.20	1.75	28,230	93,230	11.65	20.06	1.72
85	74,600	8.78	19.20	2.19	31,150	105,750	12.44	25.04	2.01
90	84,200	9.36	19.20	2.05	34,090	118,290	13.12	25.08	1.91
95	94,000	9.89	19.60	1.98	37,020	131,020	13.79	25.46	1.85
100	103,000	10.30	18.00	1.75	40,460	143,460	14.35	24.88	1.73

第8—A表 夫 婦 者

所得額	所 得 税				住 民 税	負 担 合 計 分			
	$T_1$	$t$	$t'$	$\tau$		$T_2$	$\Sigma T$	$t$	$t'$
万円 30	円 —	% —	% —	—	円 2,680	円 2,680	% 0.89	% 3.26	3.65
35	2,080	0.59	4.16	7.00	4,250	6,330	1.81	7.30	4.04
40	5,200	1.30	6.24	4.80	5,820	11,020	2.76	9.38	3.40
45	8,600	1.91	6.80	3.56	7,810	16,410	3.59	10.78	3.01
50	13,000	2.60	8.80	3.38	9,970	22,970	4.59	13.12	2.86
55	17,400	3.16	8.80	2.78	12,170	29,570	5.38	13.20	2.46
60	23,550	3.96	12.30	3.13	14,370	37,920	6.32	16.70	2.64
65	30,300	4.66	13.50	2.90	16,570	46,870	7.21	17.90	2.48
70	36,600	5.23	12.60	2.41	18,770	55,370	7.91	17.00	2.15
75	43,350	5.78	13.50	2.34	21,660	65,010	8.67	19.28	2.22
80	50,100	6.26	13.50	2.16	24,620	74,720	9.34	19.52	2.09
85	57,300	6.74	14.40	2.14	27,570	84,870	9.98	20.30	2.03
90	65,800	7.31	17.00	2.33	30,530	96,330	10.70	22.92	2.14
95	75,400	7.90	19.20	2.43	33,480	108,880	11.46	25.10	2.19
100	85,000	8.50	19.20	2.26	36,440	121,440	12.14	25.12	2.07
105	95,000	9.05	20.00	2.21	39,830	134,830	12.84	26.78	2.09
110	105,000	9.55	20.00	2.10	43,280	148,280	13.48	26.90	2.00
115	115,000	10.00	20.00	2.00	46,720	161,720	14.06	26.88	1.91
120	124,250	10.35	18.50	1.79	50,180	174,430	14.54	25.42	1.75
125	136,750	10.94	25.00	2.29	53,630	190,380	15.23	31.90	2.09
130	149,250	11.48	25.00	2.18	57,070	206,320	15.87	31.88	2.01

第8—B表 夫 婦 者

所得額	所 得 税				住 民 税	負 担 合 計 分			
	$T_1$	$t$	$t'$	$\tau$		$T_2$	$\Sigma T$	$t$	$t'$
万円	円	%	%		円	円	%	%	
30	—	—	—	—	2,170	2,170	0.72	3.24	4.48
35	1,040	0.30	2.08	7.00	3,730	4,770	1.36	5.20	3.82
40	4,080	1.02	6.08	5.96	5,280	9,760	2.44	9.98	4.09
45	7,200	1.60	6.24	3.90	7,080	14,280	3.17	9.04	2.85
50	11,400	2.28	8.40	3.68	9,200	20,600	4.12	12.64	3.07
55	15,800	2.87	8.80	3.06	11,390	27,190	4.94	13.18	2.67
60	20,850	3.48	10.10	2.91	13,590	34,440	5.74	14.50	2.53
65	27,600	4.25	13.50	3.18	15,780	43,380	6.67	17.88	2.68
70	34,350	4.91	13.50	2.75	17,860	52,210	7.46	17.66	2.37
75	40,650	5.42	12.60	2.32	20,630	61,280	8.17	18.14	2.22
80	47,700	5.96	14.10	2.36	23,600	71,300	8.91	20.04	2.25
85	54,300	6.39	13.20	2.07	26,540	80,840	9.51	19.08	2.00
90	62,100	6.90	15.60	2.26	29,470	91,570	10.17	21.46	2.11
95	71,400	7.52	18.60	2.48	32,410	103,810	10.93	24.48	2.24
100	81,000	8.10	19.20	2.37	35,350	116,350	11.64	25.08	2.16
105	91,000	8.67	20.00	2.31	38,550	129,550	12.34	26.40	2.14
110	100,000	9.09	18.00	1.98	42,000	142,000	12.91	24.90	1.93
115	110,000	9.57	20.00	2.09	45,400	155,400	13.51	26.80	1.98
120	120,000	10.00	20.00	2.00	48,830	168,830	14.07	26.86	1.91
125	130,500	10.44	20.10	1.93	52,250	182,750	14.62	27.84	1.90
130	143,000	11.00	25.00	2.27	55,680	198,680	15.28	31.86	2.08



第9—A表 夫婦と子供1人

所得額	所 得 税				住 民 税	負 担 合 計 分			
	$T_1$	$t$	$t'$	$\tau$	$T_2$	$\Sigma T$	$t$	$t'$	$\tau$
万円 35	円 —	% —	% —	—	円 3,010	円 3,010	% 0.86	% 3.12	3.63
40	2,040	0.51	4.08	8.00	4,590	6,630	1.66	7.24	4.37
45	5,280	1.17	6.48	5.52	6,290	11,570	2.57	9.88	3.84
50	9,000	1.80	7.44	4.13	8,450	17,450	3.49	11.62	3.33
55	13,400	2.44	8.80	3.61	10,660	24,060	4.37	13.22	3.02
60	17,800	2.97	8.80	2.97	12,870	30,670	5.11	13.22	2.59
65	24,450	3.76	13.30	3.54	15,070	39,520	6.08	17.70	2.91
70	30,750	4.39	12.60	2.87	17,280	48,030	6.87	17.02	2.48
75	37,500	5.00	13.50	2.70	19,860	57,360	7.65	18.66	2.44
80	44,700	5.59	14.40	2.58	22,810	67,510	8.44	20.30	2.41
85	51,300	6.04	13.20	2.18	25,770	77,070	9.07	19.12	2.11
90	59,100	6.57	15.60	2.38	28,720	87,820	9.76	21.50	2.20
95	67,400	7.09	16.60	2.34	31,670	99,070	10.43	22.50	2.16
100	77,000	7.70	19.20	2.49	34,620	111,620	11.16	25.10	2.25
105	87,400	8.32	20.80	2.50	37,740	125,140	11.92	27.04	2.27
110	97,000	8.82	19.20	2.18	41,230	138,230	12.57	26.18	2.08
115	107,000	9.30	20.00	2.15	44,650	151,650	13.19	26.84	2.04
120	117,000	9.75	20.00	2.05	48,200	165,200	13.77	27.10	1.97
125	128,000	10.24	22.00	2.15	51,690	179,690	14.38	28.98	2.02
130	140,500	10.81	25.00	2.31	55,190	195,690	15.05	32.00	2.13
135	153,000	11.33	25.00	2.21	58,780	211,780	15.69	32.18	2.05
140	165,500	11.82	25.00	2.15	62,770	228,270	16.31	32.98	2.02
145	178,430	12.31	25.86	2.10	66,750	245,180	16.91	33.82	2.00
150	190,880	12.73	24.90	1.96	70,730	261,610	17.44	32.86	1.88

子供1人は、13才未満とした。

第9-B表 夫婦と子供1人

所得額	所得税				住民税	負担合計分			
	$T_1$	$t$	$t'$	$\tau$		$T_2$	$\Sigma T$	$t$	$t'$
万円	円	%	%		円	円	%	%	
35	—	—	—	—	2,430	2,430	0.69	3.08	4.44
40	800	0.20	1.60	8.00	3,980	4,780	1.20	4.70	3.93
45	4,000	0.89	6.40	7.20	5,670	9,740	2.16	9.92	4.58
50	7,520	1.50	7.04	4.68	7,660	15,180	3.04	10.88	3.58
55	11,800	2.15	8.56	3.99	9,860	21,660	3.94	12.96	3.29
60	16,000	2.67	8.40	3.15	12,050	28,050	4.68	12.38	2.65
65	21,750	3.35	11.50	3.44	14,240	35,990	5.54	15.88	2.87
70	28,050	4.01	12.60	3.14	16,440	44,490	6.36	17.00	2.69
75	34,800	4.64	13.50	2.91	18,840	53,640	7.15	18.30	2.56
80	41,550	5.19	13.50	2.60	21,770	63,320	7.92	19.36	2.46
85	48,300	5.68	13.50	2.38	24,700	73,000	8.59	19.36	2.25
90	56,100	6.23	15.60	2.50	27,640	83,740	9.30	21.48	2.31
95	63,400	6.67	14.60	2.19	30,580	93,980	9.89	20.48	2.07
100	73,000	7.30	19.20	2.63	33,510	106,510	10.65	25.06	2.35
105	82,600	7.87	19.20	2.44	36,490	119,090	11.34	25.16	2.22
110	93,000	8.45	20.80	2.46	39,930	132,930	12.08	27.68	2.29
115	103,000	8.96	20.00	2.23	43,340	146,340	12.73	26.82	2.11
120	113,000	9.42	20.00	2.12	46,890	159,890	13.32	27.10	2.03
125	122,000	9.76	18.00	1.84	50,370	172,370	13.79	24.96	1.81
130	134,250	10.33	24.50	2.37	53,850	188,100	14.47	31.46	2.17
135	146,750	10.87	25.00	2.31	57,340	204,090	15.12	31.98	2.12
140	159,250	11.38	25.00	2.20	61,250	220,500	15.75	32.82	2.08
145	171,750	11.84	25.00	2.11	65,220	236,970	16.34	32.94	2.02
150	185,090	12.34	26.68	2.16	69,270	254,360	16.96	34.78	2.05

子供1人は、13才未満とした。

第10-A表 夫婦と子供2人

所得額	所 得 税				住 民 税	負 担 合 計 分			
	$T_1$	$t$	$t'$	$\tau$	$T_2$	$\Sigma T$	$t$	$t'$	$\tau$
40	—	—	—	—	3,320	3,320	0.83	3.14	3.78
45	2,120	0.47	4.25	9.02	5,050	7,170	1.59	7.70	4.83
50	5,680	1.14	7.12	6.27	6,940	12,620	2.52	10.90	4.32
55	9,400	1.71	7.44	4.35	9,140	18,540	3.37	11.84	3.51
60	13,800	2.30	8.80	3.83	11,340	25,140	4.19	13.20	3.15
65	18,300	2.82	9.00	3.20	13,530	31,830	4.90	13.38	2.73
70	24,900	3.56	13.30	3.74	15,730	40,630	5.80	17.60	3.03
75	31,650	4.22	13.50	3.20	18,150	49,800	6.64	18.34	2.76
80	38,400	4.80	13.50	2.81	20,970	59,370	7.42	19.14	2.58
85	45,600	5.36	14.40	2.68	23,930	69,530	8.18	20.32	2.48
90	53,100	5.90	15.00	2.54	26,880	79,980	8.89	20.90	2.35
95	60,300	6.35	14.40	2.27	29,840	90,140	9.49	20.32	2.14
100	69,800	6.98	19.00	2.72	32,790	102,590	10.26	24.90	2.43
105	79,400	7.56	19.20	2.54	35,780	115,180	10.97	25.18	2.30
110	89,000	8.09	19.20	2.37	39,090	128,090	11.64	25.82	2.22
115	99,000	8.61	20.00	2.32	42,580	141,580	12.31	26.98	2.19
120	109,000	9.08	20.00	2.20	46,070	155,070	12.92	26.98	2.09
125	119,000	9.52	20.00	2.10	49,550	168,550	13.48	26.96	2.00
130	130,500	10.04	23.00	2.29	53,040	183,540	14.12	29.98	2.12
135	143,000	10.59	25.00	2.36	56,520	199,520	14.78	31.96	2.16
140	155,500	11.11	25.00	2.25	60,330	215,830	15.42	32.62	2.12
145	168,000	11.59	25.00	2.16	64,310	232,310	16.02	32.96	2.06
150	181,060	12.07	26.12	2.16	68,300	249,360	16.62	34.10	2.05
155	193,510	12.48	24.90	1.99	72,280	265,790	17.15	32.86	1.92
160	205,960	12.87	24.90	1.93	76,260	282,220	17.64	32.86	1.86

子供は2人とも13才未満とした。

第10-B表 夫婦と子供2人

所得額	所 得 税				住 民 税	負 担 合 計 分			
	$T_1$	$t$	$t'$	$\tau$		$T_2$	$\Sigma T$	$t$	$t'$
40	—	—	—	—	2,660	2,660	0.67	3.14	4.69
45	680	0.15	0.14	0.90	4,380	5,060	1.12	4.80	4.27
50	4,240	0.85	7.12	8.40	6,150	10,390	2.08	10.66	5.13
55	7,680	1.40	6.88	4.93	8,300	15,980	2.91	11.18	3.85
60	12,000	2.00	8.64	4.32	10,490	22,490	3.75	13.02	3.47
65	16,400	2.52	8.80	3.49	12,680	29,080	4.47	13.18	2.95
70	22,200	3.17	11.60	3.66	14,870	37,070	5.30	15.98	3.02
75	28,950	3.86	13.50	3.50	17,280	46,230	6.16	18.32	2.97
80	35,700	4.46	13.50	3.03	19,920	55,620	6.95	18.78	2.70
85	42,450	4.99	13.50	2.70	22,860	65,310	7.68	19.38	2.52
90	50,100	5.57	15.30	2.75	25,800	75,900	8.43	21.18	2.51
95	57,300	6.03	14.40	2.39	28,750	86,050	9.06	20.50	2.26
100	65,000	6.50	15.50	2.38	31,690	96,690	9.67	21.28	2.20
105	75,400	7.18	20.80	2.90	34,680	110,080	10.48	26.78	2.55
110	85,000	7.73	19.20	2.48	37,800	122,800	11.16	25.44	2.28
115	95,000	8.26	20.00	2.42	41,290	136,290	11.85	26.98	2.28
120	105,000	8.75	20.00	2.29	44,760	149,760	12.48	26.94	2.16
125	115,000	9.20	20.00	2.17	48,300	163,300	13.04	27.08	2.08
130	125,500	9.62	20.10	2.09	51,730	177,230	13.63	27.86	2.04
135	138,000	10.22	25.00	2.45	55,210	193,210	14.31	31.96	2.23
140	149,250	10.66	22.50	2.11	58,820	208,070	14.86	29.72	2.00
145	161,750	11.16	25.00	2.24	62,800	224,550	15.49	32.96	2.13
150	175,340	11.69	27.18	2.33	66,780	242,120	16.14	35.14	2.18
155	187,750	12.11	24.82	2.05	70,760	258,490	16.68	32.74	1.96
160	200,180	12.51	24.86	1.99	74,730	274,910	17.18	32.84	1.91

子供は2人とも13才未満とした。

第11-A表 夫婦と子供3人

所得額	所得税				住民税	負担合計分			
	$T_1$	$t$	$t'$	$\tau$	$T_2$	$\Sigma T$	$t$	$t'$	$\tau$
万円	円	%	%		円	円	%	%	
45	—	—	—	—	3,550	3,550	0.79	3.48	4.41
50	1,080	0.22	2.02	9.33	5,330	6,410	1.28	5.72	4.46
55	4,560	0.83	6.96	8.39	7,350	11,910	2.17	11.00	5.08
60	8,000	1.33	6.88	5.16	9,580	17,580	2.93	11.34	3.87
65	12,400	1.91	8.80	4.61	11,770	24,170	3.72	13.18	3.54
70	17,000	2.43	9.20	3.79	13,970	30,970	4.42	13.60	3.07
75	23,100	3.08	12.20	3.96	16,390	39,490	5.27	17.04	3.24
80	29,850	3.73	13.50	3.62	18,900	48,750	6.09	18.52	3.04
85	37,050	4.36	14.40	3.30	21,860	58,910	6.93	20.32	2.93
90	44,250	4.92	14.40	2.93	24,810	69,060	7.67	20.30	2.65
95	51,900	5.46	15.30	2.80	27,770	79,670	8.39	21.22	2.53
100	59,100	5.91	14.40	2.44	30,720	89,820	8.98	20.30	2.26
105	68,200	6.50	18.20	2.80	33,720	101,920	9.71	24.20	2.49
110	77,800	7.07	19.20	2.71	36,730	114,530	10.41	25.22	2.42
115	87,400	7.60	19.20	2.53	40,210	127,610	11.10	26.16	2.36
120	98,000	8.17	20.12	2.46	43,710	141,710	11.81	28.20	2.39
125	108,000	8.64	20.00	2.31	47,190	155,190	12.42	26.96	2.17
130	118,000	9.08	20.00	2.20	50,680	168,680	12.98	26.98	2.08
135	129,250	9.57	22.50	2.35	54,160	183,410	13.59	29.46	2.17
140	140,500	10.04	22.50	2.24	57,670	198,170	14.16	29.52	2.09
145	153,000	10.55	25.00	2.37	61,650	214,650	14.80	32.96	2.23
150	165,500	11.03	25.00	2.27	65,640	231,140	15.41	32.98	2.14
155	179,100	11.55	27.20	2.35	69,650	248,750	16.05	35.22	2.19
160	191,560	11.97	24.92	2.08	73,610	265,170	16.57	32.84	1.98
165	204,010	12.36	24.90	2.01	77,600	281,610	17.07	32.88	1.93
170	216,470	12.73	24.92	1.96	81,590	298,060	17.53	32.90	1.88

子供3人は、1人が15才以上、1人が13才、他の1人は13才未満とした。

第11-B表 夫婦と子供3人

所得額	所得税				住民税	負担合計分			
	$T_1$	$t$	$t'$	$\tau$		$T_2$	$\Sigma T$	$t$	$t'$
万円	円	%	%	—	円	円	%	%	—
45	—	—	—	—	2,900	2,900	0.64	3.46	5.37
50	—	—	—	—	4,570	4,570	0.91	3.34	3.65
55	3,120	0.57	6.25	11.02	6,520	9,640	1.75	10.14	5.79
60	6,560	1.09	6.88	6.30	8,710	15,270	2.55	11.26	4.42
65	10,600	1.63	8.08	4.95	10,910	21,510	3.31	12.48	3.77
70	15,000	2.14	8.80	4.11	13,100	28,100	4.01	13.18	3.28
75	19,950	2.66	9.90	3.72	15,500	35,450	4.73	14.70	3.11
80	26,700	3.34	13.50	4.04	17,950	44,650	5.58	18.40	3.30
85	33,900	3.99	14.40	3.61	20,770	54,670	6.43	20.04	3.12
90	41,100	4.57	14.40	3.15	23,720	64,820	7.20	20.30	2.82
95	48,300	5.08	14.40	2.83	26,660	74,960	7.89	20.28	2.57
100	55,500	5.55	14.40	2.59	29,610	85,110	8.51	20.30	2.39
105	63,400	6.04	15.80	2.62	32,590	95,990	9.14	21.76	2.38
110	73,000	6.64	19.20	2.89	35,580	108,580	9.87	25.18	2.55
115	83,400	7.25	20.80	2.87	39,000	122,400	10.64	27.64	2.60
120	93,000	7.75	19.20	2.48	42,380	135,380	11.28	25.96	2.30
125	103,000	8.24	20.00	2.43	45,860	148,860	11.91	26.96	2.26
130	113,000	8.69	20.00	2.30	49,340	162,340	12.49	26.96	2.16
135	123,000	9.11	20.00	2.20	52,830	175,830	13.02	26.98	2.07
140	135,500	9.67	25.00	2.58	56,310	191,810	13.70	31.96	2.33
145	148,000	10.21	25.00	2.45	60,110	208,110	14.35	32.60	2.27
150	160,500	10.70	25.00	2.34	64,090	224,590	14.97	32.96	2.20
155	173,160	11.17	25.32	2.27	68,080	241,240	15.56	33.30	2.14
160	185,580	11.60	24.85	2.14	72,050	257,630	16.10	32.78	2.04
165	198,010	12.00	24.86	2.07	76,040	274,050	16.61	32.85	1.98
170	210,440	12.38	24.86	2.01	80,020	290,460	17.09	32.82	1.92

子供3人は、1人が15才以上、1人が13才、他の1人は13才未満とした。